

2023 年 3 月

サステナビリティ情報の拡充等に関する 「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正 —2023 年 3 月期有報における必須記載事項の整理—

弁護士 安藤 紘人

Contents

- I. はじめに
- II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示
- III. コーポレート・ガバナンス関連
- IV. 将来情報と虚偽記載の責任
- V. 適用時期

I. はじめに

金融庁は、2023 年 1 月 31 日に「企業内容等の開示に関する内閣府令」（「開示府令」）及び「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（「開示ガイドライン」）の改正、並びにプリンシプル・ベースのガイダンスである「記述情報の開示に関する原則（別添）—サステナビリティ情報の開示について—」（「開示原則」）（合わせて「本改正」）を公表した。

これらは、2022 年 6 月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（「DWG 報告」）及び 2022 年 11 月 7 日に公表された改正案¹に関するパブリックコメントを踏まえたものであり、金融庁は本改正の公表と同時にパブリックコメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（「パブコメ回答」）と「記述情報の開示の好事例集 2022」も公表している。

本改正は、有価証券報告書等において、サステナビリティ情報に関する開示に加えて、コーポレート・ガバナンス関連の新たな開示を求めるものであるが、2023 年 3 月期の有価証券報告書等から適用されることから、

上場企業において早急な検討が必要となる。本稿では、本改正の全体像を概観しつつ、2023年3月期における必須開示事項を整理し、さらに望ましい開示(任意開示事項)についても検討する。

II. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

1. サステナビリティ全般に関する開示

本改正²では、有価証券報告書等の「事業の状況」に「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を新設し、連結会社のサステナビリティに関する「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」及び「指標及び目標」の4つの構成要素に関する記載を求めている。

(1) 本改正における「サステナビリティ」の概念

開示府令及び開示ガイドラインに「サステナビリティ」の定義規定は存在せず、サステナビリティに関する特定の開示基準も定められていない。この点、開示原則は「サステナビリティに関する考え方及び取組」について、「企業の中長期的な持続可能性に関する事項について、経営方針・経営戦略等との整合性を意識して説明するもの」としたうえで、サステナビリティ情報には、「国際的な議論を踏まえると、例えば、環境、社会、従業員、人権の尊重、腐敗防止、贈収賄防止、ガバナンス、サイバーセキュリティ、データセキュリティなどに関する事項が含まれ得る」としている。しかしながら、これら全ての項目を記載する必要はなく、各企業において、自社の業態や経営環境、企業価値への影響等を踏まえ、サステナビリティ情報の重要性を判断することが求められている³。現時点では、上記を念頭に置きつつ、各企業の取組みの要点を可能な範囲で開示すれば足りると考えられる⁴。なお、当年度の有価証券報告書について、開示府令が求める開示事項を開示している場合には、翌年度以降、企業においてその開示内容を拡充したとしても、当年度の有価証券報告書について虚偽記載等の責任を負うものではない。

なお、開示原則では、今後、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)におけるサステナビリティ開示基準の開発が本格化する中で、「重要性(マテリアリティ)」の考え方を含め、国内外の動向を踏まえて改訂を行う可能性が示唆されている。

(2) 必須記載事項

上記4つの構成要素のうち、「ガバナンス」及び「リスク管理」は、サステナビリティ情報を認識し、その重要性を判断する枠組みが必要となる観点から、必須記載事項とされている。一方で、「戦略」及び「指標及び目標」については、人的資本に関するもの(下記2参照)を必須記載事項とし、その他は重要なものに限り必須記載事項とされている。

構成要素	記載義務	定義
ガバナンス	必須	サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、及び管理するためのガバナンスの過程、統制及び手続
リスク管理		サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、及び管理するための過程
戦略	人的資本： 必須	短期、中期及び長期にわたり連結会社の経営方針・経営戦略等に影響を与える可能性があるサステナビリティ関連のリスク及び機会に対処するための取組
指標及び目標	その他： 重要なものは必須	サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する連結会社の実績を長期的に評価し、管理し、及び監視するために用いられる情報

4 つの構成要素それぞれの項目立ては必須ではなく、一体として記載することも許容される⁵。また、サステナビリティ情報を有価証券報告書等の他の箇所において記載した場合には、サステナビリティ情報の記載欄では記載を省略し、当該他の箇所の記載を参照することができる。また、4 つの構成要素の定義は国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) 基準の公開草案を参考に規定しており、気候関連財務情報開示タスクフォース (TCFD) 提言と異なる整理をする趣旨ではない⁶。そのため、コーポレートガバナンス・コードの改訂に伴い気候変動に関して TCFD 又は同等の枠組みに基づく開示を進める東証プライム市場上場会社は、基本的にはこれまでの開示方針を踏襲することで本改正に対応することが可能と考えられる。

なお、本(2)記載の情報は投資者の投資判断上、重要であることから、有価証券報告書等に記載する必要がある(下記(3)記載のように、他の書類を参照することはできない。)。ここで、情報の集約・開示が間に合わない箇所がある場合等には、概算値や前年度の情報を記載することも考えられるが、この場合には、概算値であることや前年度のデータであることを記載して、投資者に誤解を生じさせないようにする必要がある。また、概算値を記載した場合であって、後日、実際の集計結果が概算値から大きく異なる等、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす場合には、有価証券報告書の訂正を行うことが求められている⁷。

(3) 任意記載事項

本改正では、上記(2)記載の必須記載事項に加えて、開示ガイドラインや開示原則において、望ましい開示に向けた取組みなど、サステナビリティ開示に関する任意記載事項が挙げられている。その概要は、以下のとおりである。

構成要素	開示ガイドライン ⁸	記述情報の開示に関する原則	
ガバナンス・ リスク管理	・記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載が可能*	—	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動対応が重要である場合、上記 4 つの構成要素（「ガバナンス」、「リスク管理」、「戦略」並びに「指標及び目標」）の枠で開示すべき ・国際的に確立された開示の枠組みである気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）又はそれと同等の枠組みに基づく開示をした場合、適用した開示の枠組みの名称を記載することが考えられる
戦略・ 指標及び目標		<ul style="list-style-type: none"> ・重要性を判断したうえで記載しないこととした場合、当該判断やその根拠の開示が期待される ・各企業の業態や経営環境等を踏まえた重要性の判断を前提としつつ、Scope1・Scope2 の温室効果ガス（GHG）排出量について積極的な開示が期待される 	

* 参照先の書類に虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があっても、当該書類に明らかに重要な虚偽の表示又は誤解を生ずるような表示があることを知りながら参照していた場合等当該書類を参照する旨を記載したこと自体が虚偽記載等になり得る場合を除き、直ちに有価証券報告書等に係る虚偽記載等の責任を負うものではない旨、開示ガイドラインで明確化された。

また、参照先の書類内の情報は「有価証券届出書における参照書類とは異なり、基本的には有価証券届出書の一部を構成しない」との見解が示されている⁹。

以下「*」を付した箇所につき同じ。

上記のとおり、有価証券報告書等の記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照することが可能である。参照先は投資者の理解に資する記載であることが望ましいが、日本語訳は必須ではない¹⁰。また、情報の集約が間に合わない場合には、前年度の情報が記載された書類や、将来公表予定の任意開示書類を参照することも考えられる。もっとも、将来公表予定の書類を参照する際は、投資者に理解しやすいよう公表予定時期や公表方法、記載予定の内容等も併せて記載することが望まれる¹¹。また、ウェブサイト参照することも考えられるが、①更新される可能性がある場合はその旨及び予定時期を有価証券報告書等に記載したうえで、更新した場合には、更新箇所及び更新日をウェブサイトにおいて明記する、②有価証券報告書等の公衆縦覧期間中は、継続して閲覧可能とする、といった投資者に誤解を生じさせないような措置を講じることが考えられるとの見解が示されている¹²。

参照先の URL や参照先の情報に修正があった場合、必ず訂正報告書等を提出しなければならないわけではない。修正の要否は、個別事案ごとに実態に即して判断することになる。もっとも、参照先から重要な箇所を転記して有価証券報告書等の記載事項を作成したところ、当該箇所に修正があった場合は、当該記載事項を修正するために訂正報告書等の提出が必要である。また、参照先の URL が次年度の有価証券報告書が提出されるまでの間に変更された場合には、訂正報告書等を提出することが望ましいとの見解が示されている¹³。

なお、サステナビリティ情報に関する保証に関して金融庁は、DWG 報告において、「今後、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」において、保証を受けている旨を記載する際には、投資家の投資判断を誤らせないよう、例えば、保証業務の提供者の名称、準拠した基準や枠組み、保証水準、保証業務の結果、保証業務の提供者の独立性等について明記することが重要であり、必要に応じてこのような取扱いを明確化することが考えられる」と提言されたことを踏まえ、今後、この明確化の方策について検討していくとしている¹⁴ことから、今後の動向に留意する必要がある。

(4) 対象範囲及び基準日

「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄では、提出会社を親会社とした連結会社ベースの記載が求められている。ただし、提出会社が親会社を有する場合であって、親会社グループの開示内容と提出会社以下の連結会社ベースの開示内容に大きな差異がないと判断した場合には、有価証券報告書等において、大きな差異がない旨や差異の内容を記載したうえで、親会社グループの開示内容を基に記載することは可能である。親会社グループの重要性の判断に依拠できると判断した場合も、その旨や根拠を示したうえで親会社グループの重要性の判断を採用することが可能である¹⁵。

また、有価証券届出書においては「最近日」現在、有価証券報告書においては「当連結会計年度末」(連結財務諸表を作成していない場合にあっては「当事業年度末」)現在の事項を記載することが求められている。

2. 人的資本に関する開示

(1) 必須記載事項

(ア) 「サステナビリティに関する考え方及び取組」

本改正は人的資本(人材の多様性を含む。)に関する開示も拡充しており、「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄における4つの構成要素のうち「戦略」において、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針(例えば、人材の採用及び維持並びに従業員の安全及び健康に関する方針等)を記載することが求められている。加えて、「指標及び目標」において、上記の方針に関する指標の内容並びに当該指標を用いた目標及び実績¹⁶の記載が求められている。

これらの記載の対象範囲と基準日は、上記1(4)と同様であり、連結ベースの開示が求められている。もっとも、例えば、人材育成等について、連結グループの主要な事業を営む会社において、関連する指標のデータ管理とともに、具体的な取組みが行われているが、必ずしも連結グループに属する全ての会社では行われてはいない等、連結グループにおける記載が困難である場合には、その旨を記載したうえで、例えば、連結グループにおける主要な事業を営む会社単体(主要な事業を営む会社が複数ある場合にはそれぞれ)又はこれらを含む一定のグループ単位の指標及び目標の開示を行うことも考えられるとの見解が示されている¹⁷。

(イ) 「従業員の状況」

また、有価証券報告書等の「企業の概況－従業員の状況」において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(「女性活躍推進法」)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(「育児介護休業法」)等に基づき、「管理職に占める女性労働者の割合」(女性管理職比率)、男性労働者の育児休業取得率(男性育児休業取得率)及び労働者の男女の賃金の差異(男女間賃金差異)を公表しなければならない提出会社及びその連結子会社に対して、これらの指標の記載が求められている¹⁸。

上記の記載の対象範囲は、上記指標を公表している提出会社及びその連結子会社それぞれ(単体ベース)であり、また、基準日についても、有価証券届出書においては「最近事業年度」、有価証券報告書においては「当事業年度」の情報が求められている。上記(ア)と異なり、有価証券届出書提出日の最近日などである必要はない。各情報の計算方法や定義については、企業負担や情報利用者への統一的な情報提供の観点から、女性活躍推進法等の定めに従うこととしており、これらに基づき公表する最新の情報をそのまま記載すれば足りる¹⁹。

(2) 任意記載事項

上記(1)記載の必須記載事項に加えて、開示ガイドラインや開示原則において、望ましい開示に向けた取組みなど、サステナビリティ開示に関する任意記載事項が挙げられている点、上記 1 と同様である。

本改正における人的資本開示に関する必須記載事項及び任意記載事項の概要は、以下のとおりである。

開示事項	開示府令	開示ガイドライン	記述情報の開示に関する原則
「サステナビリティに関する考え方及び取組」			
戦略	必須 ・人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針 ・社内環境整備に関する方針	・記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載が可能*	—
指標及び目標	必須 ・上記の方針に関する指標の内容 ・当該指標を用いた目標及び実績		・多様性に関する指標は連結ベースでの開示に努めるべき
「従業員の状況」			
女性管理職比率 男性育児休業取得率 男女間賃金差異	必須 (女性活躍推進法に基づき各割合を公表している提出会社及びその連結子会社のみ、それぞれ単体ベース) ・「男性の育児休業取得率」について、育児介護休業法施行規則第71条の4各号に掲げるいずれかの割合を記載する場合には、そのいずれの方法により算出したものを明示する ・「男女間賃金差異」について、労働者の人員数について労働時間を基に換算し算出している場合には、その旨を注記する	任意の追加的な情報も追記可能	・多様性に関する指標は連結ベースでの開示に努めるべき

III. コーポレート・ガバナンス関連

1. 取締役会等の活動状況

「提出会社の状況—コーポレート・ガバナンスの状況等—コーポレート・ガバナンスの概要」において、提出会社の取締役会、指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会並びに企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するものの活動状況(開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等)を記載することが求められている。ただし、企業統治に関して提出会社が

任意に設置する委員会その他これに類するものうち、指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のものについては、記載を省略することができる²⁰。

また、提出会社の監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会についても、上記と同様の活動状況（開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）の記載が求められている²¹。

基準日に関しては、有価証券届出書においては「最近事業年度」、有価証券報告書においては「当事業年度」の情報が求められている。

本改正における取締役会等の活動状況に関する必須記載事項及び任意記載事項の概要は、以下のとおりである。

会議体	開示府令	開示ガイドライン
取締役会、指名委員会及び報酬委員会、企業統治に関して任意に設置する委員会（指名委員会又は報酬委員会に相当するもの）	必須 （開催頻度、具体的な検討内容、個々の取締役又は委員の出席状況等）	・記載事項を補完する詳細な情報について、提出会社が公表した他の書類を参照する旨の記載が可能*
監査役、監査役会、監査等委員会及び監査委員会	必須 （開催頻度、具体的な検討内容、個々の監査役の出席状況及び常勤の監査役の活動等）	
企業統治に関して任意に設置する委員会その他これに類するものうち、指名委員会又は報酬委員会に相当するもの以外のもの	任意	

2. 内部監査の実効性を確保するための取組

「提出会社の状況—コーポレート・ガバナンスの状況等—監査の状況」の内部監査の状況等の開示に関しては、従前から、内部監査の組織、人員及び手続と、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携（上場会社の場合、これに加えてこれらの監査と内部統制部門との関係）について記載することが求められていた。本改正²²はこれに加えて、新たに、「内部監査の実効性を確保するための取組について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること」を求めている。また、上場会社の場合、「（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）」というデュアルレポーティングラインに関する例示が追加されている。これは、2021年6月のコーポレートガバナンス・コード再改訂において、上場企業は、デュアルレポーティングラインを構築すること等により、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保することが求められ、DWG報告において、「デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を開示項目とすべきである」と提言されたことを受けたものである。

上記の記載については基準日に関する定めがないことから、有価証券届出書及び有価証券報告書の提出日時点の状況について記載することになる。

本改正における内部監査の実効性を確保するための取組に関する必須記載事項及び任意記載事項の概要は、以下のとおりである。

開示府令	パプコメ回答 ²³
<p style="text-align: center;">必須</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査の実効性を確保するための取組について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること ・上場会社の場合、内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む 	<p style="text-align: center;">任意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査部門の専門性や独立性を確保する仕組みについて記載することも考えられる ・「監査役又は監査委員会・監査等委員会の委員長の視点による監査の状況の認識と監査役会等の活動状況等の説明」や「KAMについての監査役等の検討内容」のような情報開示が望まれる ・投資家の投資判断や投資家との建設的な対話の観点から、記載内容を検討することが考えられる

3. 政策保有株式

「提出会社の状況—コーポレート・ガバナンスの状況等—株式の保有状況」において、保有目的が提出会社と当該株式の発行者との間の営業上の取引、業務上の提携その他これらに類する事項を目的とするものである場合には、当該事項の概要の記載が求められている²⁴。

本改正では、「営業上の取引」や「業務上の提携」の定義は置かれていない。また、「営業上の取引」や「業務上の提携」が守秘義務の対象となっている場合の取扱いも明らかではない²⁵。これらの点について金融庁は、DWG 報告が「政策保有株式については、その存在自体が、我が国の企業統治上の問題であるとの指摘もあるところ、投資家と投資先企業との対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましい」と提言したことを踏まえ、業務提携等の背景や提携内容等について、投資家と企業の対話に資する具体的な開示内容を求めるものと説明している²⁶。また、「保有目的が複数ある場合には、そのそれぞれについて」具体的に説明する必要があると説明している²⁷。この説明を踏まえても、実際にどの程度の記載をすべきかの判断は難しいところではあるが、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまらない具体的な開示内容が期待されていることから、個別事案毎の実態に即して、守秘義務の観点から実質的に問題が生じないといえる範囲で記載を検討していくことになると思われる。

上記の記載については基準日に関する定めがないことから、有価証券届出書及び有価証券報告書の提出日時点の状況について記載することになる。

IV. 将来情報と虚偽記載の責任

1. 概要

本改正²⁸は、以下の項目における将来に関する事項(以下「将来情報」という。)で有価証券報告書等に記載すべき重要な事項について、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明」が記載されている場合には、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないという考え方を明らかにしている。

事業の状況	
1	経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
2	サステナビリティに関する考え方及び取組
3	事業等のリスク
4	経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

本改正は、上記以外の項目（「経理の状況」など）を対象とするものではない。そのため、例えば、財務諸表における会計上の見積りに影響を及ぼすものではない。

2. 「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明」

また、本改正は、「一般的に合理的と考えられる範囲で具体的な説明」を記載するに当たっては、例えば、当該将来情報について社内で合理的な根拠に基づく適切な検討を経たものである場合には、その旨を、検討された内容（例えば、当該将来情報を記載するに当たり前提とされた事実、仮定及び推論過程）の概要とともに記載することが考えられるとしている。つまり、「適切な検討を経たこと」のみでは足りず、これに加えて、「検討内容の概要」を記載することが求められている。

具体的な記載内容については、個別事案ごとに実態に即して判断されるべきであるが、この点パブコメ回答では、一例として、社内（例えば、取締役会等の社内の会議体等）で合理的な根拠に基づく適切な検討を行った場合、その旨と、有価証券届出書に記載した将来情報に関する検討過程として、前提とされた事実、仮定（例えば、○頃までに●●のような事象が起こる等）及びこれらを基に将来情報を導いた論理的な過程（推論過程）の概要について、わかりやすく記載することを想定しているとしている²⁹。

3. その他の留意事項

上記のとおり、本改正は、有価証券報告書等に記載した将来情報と実際に生じた結果が異なる場合であっても、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではないという考え方を明らかにしたものである。これと同時に、経営者が、有価証券報告書等に記載すべき重要な事項であるにもかかわらず、投資者の投資判断に影響を与える重要な将来情報を、提出日現在において認識しながら敢えて記載しなかった場合や、重要であることを合理的な根拠なく認識せず記載しなかった場合には、虚偽記載等の責任を負う可能性があるとしている点にも留意が必要である。

しかしながら、将来情報という性質上不確実性の高い情報を記載するかどうかについては、それ自体慎重な検討を要する。一定の合理的な根拠に基づく将来情報であっても、結果的に実績と乖離し、特に一般投資家が将来情報に過度に反応するおそれがある。発行会社にとっては、虚偽記載等の責任自体はもとより、現に損失を被っている投資家から責任を追及されること自体がリスクとなる。そのため、公募増資等の資金調達時に有価証券届出書を提出する場合においても、未達の場合の虚偽記載等の責任に関するリスクを避ける観点から、具体的な目標数値の記載は避けることが多く、また、取引所規則に基づき決算短信に記載された業績予想数値を有価証券届出書に記載する例は皆無である。これらの定量的な将来情報は、国内外を問わず、虚偽記載等の責任を伴うコミットメントとして位置付けられてこなかったのが実態であり、本改正においても、業績予想等の具体的な数値を含め、新たに何らかの開示の義務を定めるものではないことが明示されている

³⁰。

V. 適用時期

本改正は一部を除き 2023 年 1 月 31 日付で公布及び施行されており(2023 年 4 月 1 日完全施行)、有価証券報告書については、2023 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから、有価証券届出書については、有価証券届出書に記載すべき最近事業年度に係る財務諸表が 2023 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度に係るものから適用される。

つまり、3 月決算の上場会社は、2023 年 6 月提出の有価証券報告書において、本改正に対応する必要がある。また、IPO を予定する 3 月決算の発行会社は、「経理の状況」に 2023 年 3 月期の監査済財務諸表を記載した有価証券届出書を提出する場合、本改正に対応する必要がある。

なお、早期適用も許容されていることから、例えば、2023 年 2 月決算の会社が「サステナビリティに関する考え方及び取組」の記載欄を有価証券報告書において新設することも可能である。

以上

-
- ¹ 改正案の内容については、当事務所 [2022年11月のニュースレター](#)も参照されたい。
 - ² 開示府令第二号様式記載上の注意(30-2)、第三号様式記載上の注意(10-2)
 - ³ パブコメ回答 No.106-107
 - ⁴ パブコメ回答 No.79、80
 - ⁵ パブコメ回答 No.83-87
 - ⁶ パブコメ回答 No.137
 - ⁷ パブコメ回答 No.238-241
 - ⁸ 開示ガイドライン 5-16-4
 - ⁹ パブコメ回答 No.209-210
 - ¹⁰ パブコメ回答 No.284
 - ¹¹ パブコメ回答 No.238-241
 - ¹² パブコメ回答 No.257-261
 - ¹³ パブコメ回答 No.263-266
 - ¹⁴ パブコメ回答 No.147
 - ¹⁵ パブコメ回答 No.119-120、121
 - ¹⁶ 開示ガイドライン 5-16-5 は、「当該指標を用いた目標及び実績」として「女性管理職比率」、「男性の育児休業取得率」及び「男女間賃金差異」の各指標を「従業員の状況」において記載している場合を、サステナビリティ情報について記載すべき事項を他の箇所において記載した場合（当該他の箇所を参照する旨の記載が求められる）の一例として挙げている。そのため、「従業員の状況」において上記各指標を記載する場合は、これを参照する旨の記載を、「サステナビリティに関する考え方及び取組」に加える必要がある。
 - ¹⁷ パブコメ回答 No.166-167
 - ¹⁸ 開示府令第二号様式記載上の注意(29)
 - ¹⁹ パブコメ回答 No.5、11
 - ²⁰ 開示府令第二号様式記載上の注意(54)
 - ²¹ 開示府令第二号様式記載上の注意(56)
 - ²² 開示府令第二号様式記載上の注意(56)
 - ²³ パブコメ回答 No.306、309-310、311-314、316、317
 - ²⁴ 開示府令第二号様式記載上の注意(58)
 - ²⁵ パブコメ回答 No.318-325
 - ²⁶ パブコメ回答 No.318-325
 - ²⁷ パブコメ回答 No.326
 - ²⁸ 開示ガイドライン 5-16-2
 - ²⁹ パブコメ回答 No.214-217
 - ³⁰ パブコメ回答 No.220-226

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 安藤 紘人 (hiroto.ando@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
 - Capital Markets Legal Update 発行責任者
弁護士 廣瀬卓生、吉井一浩、福田直邦、野原新平

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com